

# 石綿障害予防規則に関する 説明会

令和5年2月2日(木)  
尼崎労働基準監督署

# 次第

～ 改正石綿則について～

- 1 改正の経緯・全体像
- 2 主な改正内容
- 3 資料等
- 4 石綿除去工事等における留意事項について

# 1 改正の経緯・全体像

## (1) 石綿障害予防規則等の改正の経緯

### 審議会資料から

今後の解体等工事件数について、  
解体工事件数は今後増加し、  
2028年頃にピークを迎えるとされている。

(中央環境審議会大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会  
(第一回)の資料4より(一部の抜粋))

中央環境審議会からの中間答申(平成25年2月)や  
総務省による行政評価・監視(平成28年5月)により、  
事前調査の信頼性の確保、  
いわゆるレベル3建材除去時の石綿飛散防止等の課題について  
指摘されている。

「建築物の解体・改修等における  
石綿ばく露防止対策等検討会」（厚生労働省の検討会）  
第1回開催 平成30年8月3日  
第10回開催 令和4年11月2日

「建築物の解体・改修等における  
石綿ばく露防止対策等検討会報告書」  
令和2年4月14日付け  
令和3年11月1日付け  
令和4年11月9日付け

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）の  
ほかに、

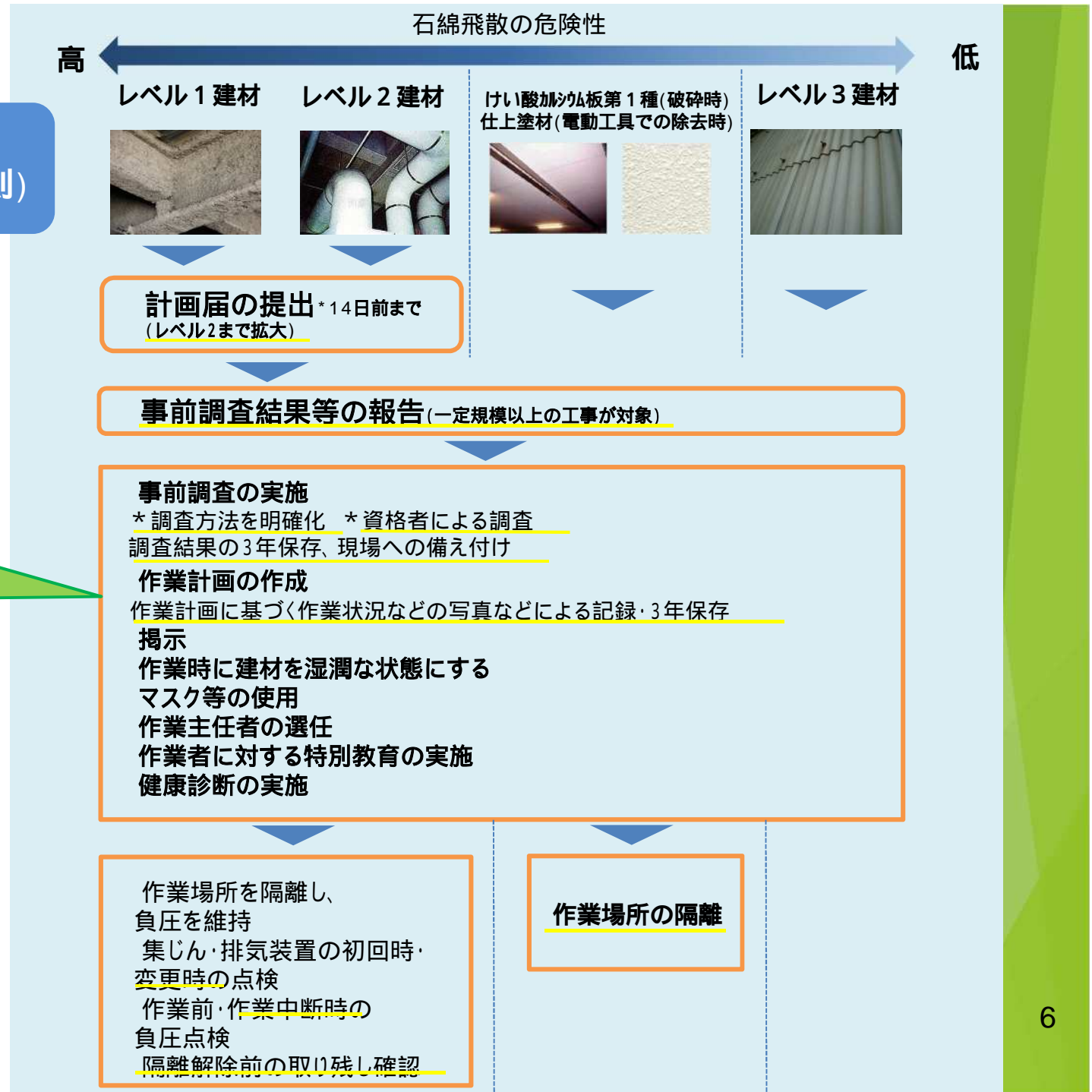
大気汚染防止法・・・建物を壊すとき  
廃棄物処理法・・・廃棄物になったもの  
があります。

## (2) 全体像

### 改正後の規制 (改正石綿障害予防規則)

\*黄色下線部が改正事項

労働者ごとの  
作業の記録は  
40年保存



## ■ 工事開始前まで ■

| 規制内容                 | 工事の種類 |     |     |
|----------------------|-------|-----|-----|
|                      | 建築物   | 工作物 | 船舶  |
| 事前調査の実施、記録の3年保存      | ●     | ●   | ●   |
| 事前調査に関する資格者要件        | ●     |     | ●   |
| 事前調査結果等の報告（工事開始前まで）  | ●※1   | ●※2 | ●※3 |
| 作業計画の作成（石綿含有建材がある場合） | ●     | ●   | ●   |
| 計画の届出（工事開始の14日前まで）   | ●※4   | ●※4 | ●※4 |

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。  
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

## ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

| 主な規制内容                  | 作業の種類         |          |          |                |               |
|-------------------------|---------------|----------|----------|----------------|---------------|
|                         | 吹付石綿、保温材等の除去等 | 板第1種の破碎等 | けい酸カルシウム | 仕上塗材の電動工具による除去 | スレート板等の成形品の除去 |
| 事前調査結果の作業場への備え付け、掲示     | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 石綿作業主任者の選任・職務実施         | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 作業者に対する特別教育の実施          | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 作業場所の隔離                 | ●             | ●        | ●        |                |               |
| 隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認 | ●             |          |          |                |               |
| 作業時に建材を湿潤な状態にする         | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| マスク、保護衣等の使用             | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 関係者以外の立入禁止・表示           | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 石綿作業場であることの掲示           | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 作業者ごとの作業の記録・40年保存       | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 作業実施状況の写真等による記録・3年保存    | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |
| 作業者に対する石綿健康診断の実施        | ●             | ●        | ●        | ●              | ●             |

建築物石綿含有建材  
調査者 等

工作物の事前調査も、  
資格者が実施する  
ようになります。  
(令和8年1月1日~)

## 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月~）

## 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月~）

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

## 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

## 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です



## 2 主な改正内容

### (1) 事前調査

#### 事前調査の方法

#### 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

(注意)  
石綿の含有率は、何回かにわたって変更されています。  
現在(H18.9.1以降) : 0.1%  
(以前は、1%や5%)

H18.9.1より前は、ノンアスベスト建材等の記載であっても、0.1%を超えて含まれていることがある。

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので  
調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

## 工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

事前調査を  
することができる者

### ■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

#### ◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### ◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であつて、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

#### ◆分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

## 工作物の解体等の事前調査者の資格要件

次の工作物の解体等の事前調査について、要件を新設  
( 公布日：令和5年1月11日 )  
( 施行日：令和8年(2026年)1月1日 )

工作物石綿事前調査者(仮称)

工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象

- ( 1 ) 特定工作物
- ( 2 ) 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、  
石綿にばく露するおそれが高比較的作业  
( 塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料  
の除去等の作業 )

塗料、モルタル、コンクリート補修  
剤(シーリング材、パテ、接着剤)

事前調査結果等の記録の作成

事前調査を行った者の氏名を記録し、要件を満たすものである書類  
( 資格証等 ) の写しとともに3年間保存する。

## 新たに規定する工作物別の事前調査資格者の要件(告示事項)

| 区分   | 対象工作物   | 事前調査の資格   |
|--|---|---|
| <b>特定工作物告示(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物</b><br><br>(石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物) | <b>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</b><br>○炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)<br>○電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)<br>○配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く<br>【注】 建築設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。 | 新設する <b>工作物石綿事前調査者(仮称)</b>  |
|  | <b>【建築物一体設備等】</b><br>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、 <b>観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)</b> ※1<br>【注】 建築設備系配管(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管)は建築物の一部<br>※1 <b>新たに特定工作物として指定予定</b>          | 新設する <b>工作物石綿事前調査者(仮称)</b> 、 <b>一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</b>  |
| <b>その他の工作物</b>   | <b>【上記以外の工作物】</b><br>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。<br>(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)<br><br>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。  | <b>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業</b> ※2に係る事前調査については、新設する <b>工作物石綿事前調査者(仮称)</b> 、 <b>一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</b> |

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

# 建築物石綿含有建材調査者講習

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

石綿とは

事業者

作業従事者

一般の方

報告システム

改正ポイント

講習会情報

リンク・資料

講習会情報

⋮ 石綿作業主任者技能講習

登録講習機関一覧(都道府県別)

⋮ 建築物石綿含有建材調査者講習

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 登録講習機関数            | : 108 機関 ※令和4年12月1日時点  |
| 建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 | : 70,415 人 ※令和4年10月末時点 |

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

■ 北海道・東北エリア

■ 関東・甲信越エリア

■ 北陸・東海エリア

■ 近畿エリア

■ 中国・四国エリア

■ 九州エリア

■ 複数県エリア

【登録講習機関一覧】※令和4年(2022年)11月30日時点

|   |   |
|---|---|
| <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">■ 北海道・東北エリア</div> <p>北海道: 一般社団法人 日本石綿講習センター<br/>公益社団法人 北海道労働基準協会連合会<br/>建設業労働災害防止協会 北海道支部</p> <p>青森: 一般社団法人 青森県労働基準協会<br/>建設業労働災害防止協会 青森県支部</p> <p>岩手: 公益財団法人 岩手労働基準協会<br/>建設業労働災害防止協会 岩手県支部</p> <p>秋田: 建設業労働災害防止協会 秋田県支部<br/>一般社団法人 秋田県労働基準協会</p> <p>山形: 建設業労働災害防止協会 山形県支部</p> <p>宮城: 建設業労働災害防止協会 宮城県支部<br/>公益社団法人 宮城労働基準協会</p> <p>福島: 建設業労働災害防止協会 福島県支部</p> | <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">■ 近畿エリア</div> <p>滋賀: 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部<br/>公益社団法人 滋賀労働基準協会</p> <p>京都: 建設業労働災害防止協会 京都府支部<br/>公益社団法人 京都労働基準協会</p> <p>大阪: 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター<br/>中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター<br/>建設業労働災害防止協会 大阪府支部<br/>公益社団法人 大阪労働基準連合会<br/>パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>兵庫: 建設業労働災害防止協会 兵庫県支部<br/>一般社団法人 兵庫労働基準連合会<br/>兵庫労務安全教育研究会<br/>一般社団法人 労働安全衛生 神戸岡本研修所</p> </div> |
|---|---|

# 事前調査の記録

令和3年4月1日施行

- 調査結果の記録は、3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

## ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

5

## 事前調査結果の報告

請負金額には、  
材料費含む。  
消費税含む。

(追加)  
観光用エレベーター  
の昇降路の囲い

## 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

### 報告対象工事・報告内容

#### ◆報告が必要な工事

##### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

##### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

##### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

##### ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）



石綿が無ければ、  
無いということ  
を報告します。

#### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

#### ◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

## 事前調査結果の報告は、システムで報告

### 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID（gBizプライムまたはgBizエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索



## ( 2 ) 除去工事について

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

- ◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない
- ◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
  - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

# ( 3 ) 作業の記録

## 作業の実施状況の記録

### 写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

#### ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

#### ◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

#### ◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

## 労働者ごとの作業の記録

### 労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



# 3 資料等

言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > アスベスト(石綿)情報

## 雇用・労働 アスベスト(石綿)情報

- 「石綿にさらされる作業に従事していたのでは?」と心配されている方へ
- 建設アスベスト給付金制度について
- アスベスト(石綿)訴訟の和解手続について
- 事業主の方々へ
- 石綿に関する講習・研修を受講したい方へ
- 医療機関の方々へ
- 行政施策の推進
- その他

政策について

- 分野別の政策一覧
  - 健康・医療
  - 子ども・子育て
  - 福祉・介護
  - 雇用・労働
- 雇用
- 人材開発
- 労働基準

### 「石綿にさらされる作業に従事していたのでは?」と心配されている方へ

パンフレット

石綿含有建材調査者講習

- 石綿にさらされる作業に従事していたことはありますか?
- 取り扱っていた石綿製品はありますか?

# ○改正石綿則等の情報は



前頁の「その他」のページから

改正条文等も掲載



## 4 石綿除去工事等における留意事項について

### 1 作業主任者や事前調査結果等の掲示

作業主任者は、石綿除去工事を1次下請や、2次下請など、複数で行うときは、それぞれで作業主任者を選任・掲示する必要があります。

### 2 休憩場所等について

天井や梁の吹付け石綿がむき出しになっている部屋等で、資材や道具などを擦った跡がある場合も見かけます。  
このような場所で、休憩場所として、飲食をしないでください。

### 3 墜落・転落防止の措置（フロア等の開口部について）

石綿除去工事と解体工事の作業が同時進行していると、照明が少なく、フロアの開口部ができていたりします。  
開口部を単管で囲って入れないようにするなど、墜落しないようにしてください。

### 4 作業の状況の記録について

養生の状況や、負圧の状況、保護具の使用状況などを写真などで記録し保存してください。

### 5 作業の中断時の前室の負圧

何日かにわたる作業で、1日の作業が終わった後、作業者が一斉に出る際も、前室が負圧になっているように点検をしてください。

石綿作業主任者  
.....  
.....  
.....

A社: a山b夫  
B社: c崎d郎



# ご安全に！

## 労働安全衛生の取り組みを 引き続き よろしくお願いします。

工作物の事前調査に関する資格など、今後も各種の公示・公表等があります。  
本日の内容を取っ掛りとして、勉強していただければ幸いです。